

○「クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程等の一部を改正する告示の施行について」（昭和53年9月29日付け基発第547号労働省労働基準局長通達） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 <u>クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験規程関係</u></p> <p>1 <u>クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験（第1条関係）</u></p> <p>(1) 試験の程度 <u>試験の程度は、クレーン及びデリックを安全かつ正確に運転するために必要な知識の有無を判定することができる程度とすること。</u></p> <p>(2) 試験の具体的方法 イ 出題の形式は、5肢択一式とし、出題数は、全科目を通じて40～50題とすること。 ロ 試験の科目ごとの配点は、次のとおりとすること。 (イ) <u>クレーン及びデリックに関する知識 30点</u> (ロ) <u>原動機及び電気に関する知識 30点</u> (ハ) <u>クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 20点</u></p> <p>(ニ) <u>関係法令 20点</u> ハ 採点は、各科目の点数の合計点をもって満点とし、各科目の得点がロに掲げる配点の40パーセント以上であって、かつ全科目の得点の合計が<u>満点の60パーセント</u>以上の場合を合格とすること。</p> <p>ニ 受験について、不正の行為があった者の得点は、0点とすること。</p> <p>(3) <u>クレーン限定免許及び床上クレーン限定免許を受けようとする場合の取扱い（クレーン則第224条の4）</u> <u>クレーン限定免許及び床上クレーン限定免許を受けようとする場合における学科試験について、試験の科目は、「クレーン及びデリックに関する知識（クレーンに係る部分に限る。）」、「原動機及び電気に関する知識」、「クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」及び「関係法令（クレーンに係る部分に限る。）」に限定されること。また、その際の試験時間は150分とし、試験の具体的方法については、(2)のイからニまでと同様と</u></p>	<p>第1 <u>クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程関係</u></p> <p>1 <u>クレーンの学科試験（第1条関係）</u></p> <p>(1) 試験の程度 <u>クレーンを安全かつ正確に運転するために必要な知識の有無を判定することができる程度とすること。</u></p> <p>(2) 試験の具体的方法 イ 出題の形式は、5肢択一式とし、出題数は、全科目を通じて40～50題とすること。 ロ 試験の科目ごとの配点は、次のとおりとすること。 (イ) <u>クレーンに関する知識 30点</u> (ロ) <u>原動機及び電気に関する知識 30点</u> (ハ) <u>クレーンの運転のために必要な力学に関する知識（以下「クレーンの力学」という。） 20点</u></p> <p>(ニ) <u>関係法令 20点</u> ハ 採点は、各科目の点数の合計<u>100点</u>をもって満点とし、各科目の得点がロに掲げる配点の40パーセント以上であって、かつ全科目の得点の合計が<u>60点（「クレーンの力学」が免除される者については48点）</u>以上の場合を合格とすること。 ニ <u>クレーン等安全規則第227条の規定に基づき「クレーンの力学」を免除するときは、その者に対する試験時間は2時間とすること。</u></p> <p>ホ 受験について、不正の行為があった者の得点は、0点とすること。</p>

すること。

(4) 試験の科目を免除するときの試験時間（クレーン則第227条及び平成18年改正省令附則第8条）

イ クレーン限定免許若しくは床上クレーン限定免許を受けた者又は従前のクレーン運転士免許を受けた者について、試験の科目のうち「クレーン及びデリックに関する知識（クレーンに係る部分に限る。）」、「原動機及び電気に関する知識」、「クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」及び「関係法令（クレーンに係る部分に限る。）」を免除するときは、その者に対する試験時間は、75分とすること。

ロ 従前のデリック運転士免許を受けた者について、試験の科目のうち「クレーン及びデリックに関する知識（デリックに係る部分に限る。）」、「クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」及び「関係法令（デリックに係る部分に限る。）」を免除するときは、その者に対する試験時間は、120分とすること。

ハ 移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者について、試験の科目のうち「クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」を免除するときは、その者に対する試験時間は、120分とすること。

2 クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験（第2条関係）

(1) 試験の程度

クレーンを安全かつ正確に運転するために必要な技能の有無を判定することができる程度とすること。

(2) 細部事項

試験科目「クレーンの運転」の試験の方法中「重量の確認」とは、つり上げようとする荷の重量を荷重計又は重量目測等により

2 クレーンの実技試験（第2条関係）

(1) 試験科目の変更等

今回の改正によりクレーンの実技試験科目を「クレーンの運転」及び「クレーンの運転のための合図」とし、「クレーンの運転」に係る試験方法の中に「重量の確認」を加えたこと。

なお、「重量の確認」とは、つり上げようとする荷の重量を荷重計又は重量目測等により判断し、つり上げようとする荷が使用するクレーンの定格荷重以内であることを確認することをいうこと。

これは、以下の第4、第5及び第6においても同様であること。

(2) 試験の程度

クレーンを安全かつ正確に運転するために必要な技能の有無を判定することができる程度とすること。

判断し、つり上げようとする荷が使用するクレーンの定格荷重以内であることを確認することをいうこと。

(3) 試験の具体的方法

試験の具体的方法については、別途示すところによる。

3 移動式クレーンの学科試験及び実技試験（第3条及び第4条関係）

学科試験及び実技試験とも、クレーン・デリック運転士免許試験に関する第1条関係及び第2条関係と同様であること。この場合において、「クレーン・デリック」、「クレーン及びデリック」又は「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」とすること。

第2～第6 （略）

(3) 試験の具体的方法

試験の具体的方法については、別途示すところによる。

3 移動式クレーンの学科試験及び実技試験（第3条及び第4条関係）

学科試験及び実技試験とも、クレーンに関する第1条関係及び第2条関係と同様であること。この場合において、「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」と、「クレーン等安全規則第227条」とあるのは「クレーン等安全規則第233条」とすること。

4 デリックの学科試験及び実技試験（第5条及び第6条関係）

学科試験及び実技試験とも、クレーンに関する第1条関係及び第2条関係と同様であること。この場合において、「クレーン」とあるのは「デリック」と、「クレーン等安全規則第227条」とあるのは「クレーン等安全規則第228条」とすること。

第2～第6 （略）